

各都道府県知事  
各指定都市市長 } 殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令  
第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定め  
る額を定める件の施行について（通知）

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一  
項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件」（令和8  
年総務省告示第35号）が令和8年1月30日付け官報第1637号をもって告示  
されましたので、下記事項に御留意のうえ、適切に施行されますよう特段の御配慮  
をお願いします。

なお、令和7年度中に締結される調達契約についての地方公共団体の物品等又は  
特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政  
令」という。）第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定め  
る額は、令和6年総務省告示第19号によることとされていますので御留意くださ  
い。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の中核市市長に対してもこの旨周知  
願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に  
基づく技術的な助言であることを申し添えます。

#### 記

- 1 特例政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める  
額は、下記の区分に応じ下記に掲げる額とされたこと。

(1) 物品等の調達契約	4千万円
(2) 特定役務のうち建設工事の調達契約	30億2千万円
(3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他 の技術的サービスの調達契約	3億円
(4) 特定役務のうち(1)から(3)以外の調達契約	4千万円
- 2 1の特例政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定め  
る額は、令和8年度及び令和9年度（令和8年4月1日から令和10年3月3  
1日まで）の両年度に締結される調達契約について適用するものとされたこと。